

# 徳島県情報公開審査会答申第51号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成19年5月15日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、公文書の件名に「環境保全計画書 ××製造設備の新設について、申請から環境保全計画に対する意見について（通知）までの関係書類（別紙添付け）」と記載し、「環境保全計画書「××製造設備の新設」と題した資料（以下「計画書」という。）を添付した上で、計画書中「6. 環境保全対策」の「(6) 廃棄物処理法関連」に記載の「同設備は、廃棄物処理法上の設置許可が必要な施設ではない。また、産業廃棄物の処分を業として行うものではないため、処分業の許可は不要である。（徳島県環境整備課見解）」の部分（以下「請求」という。）及び「(9) 製造設備設置工事における環境保全対策」に記載の「設置工事により発生した廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、専門の処理業者に委託するなど適切に処理し、環境保全に努める。」の部分（以下「請求」という。）についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成19年6月15日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、請求及び請求についてそれぞれ次のとおり特定した上で、いずれも公文書を保有していないことを理由として公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### (1) 請求 について

××製造設備が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に定める施設の設置許可及び法第14条第6項に定める処分業の許可が不要であるとの見解を出した際の公文書

#### (2) 請求 について

××製造設備設置工事により発生した廃棄物についての処理状況に関する公文書及び同工事から発生する廃棄物の適正処理に関する指導文書

### 3 異議申立て

平成19年6月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 4 諮 問

平成19年7月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) (株)が提出した「平成18年度徳島県リサイクル認定制度に係る申請書類」の中に計画書が添付されている。××が廃棄物ではなく有価物であると認定しているから法の許可が不要であるとの県の見解が計画書に記載されている。県が見解を出している以上、廃棄物であるか否かという明確な審査基準や有価物であるとの認定に至る文書があるはずである。
- (2) 本件請求に関連した別の公文書公開請求に対しては、協議文書が部分公開されており、本件請求に係る公文書もあって当然である。
- (3) 一般的に大企業がやることだし、環境ということを考えたら、あってしかるべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

### 1 計画書及び××について

- (1) 「計画書」は、(株)が××製造設備（以下「本件設備」という。）を新設するに当たり、徳島県に提出されたものである。
- (2) 「××」とは、(株)から排出される産業廃棄物である石炭灰に、水とセメント、消石灰を混合・造粒して製造する人工地盤材料で、国土交通省の外郭団体である(財)土木研究センターの「建設技術審査証明」を取得しており、強度、耐久性、環境に対する安全性等が証明されたりサイクル製品であり、平成18年度徳島県リサイクル認定製品でもある。

### 2 本件処分の理由について

#### (1) 請求 について

法に定める設置許可が必要な施設については、法施行令に明確に規定されている。また、法により処分業の許可が必要な者は、廃棄物の処理を業として行おうとする者

であるが、「事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)はこの限りでない。」と明記されており、本件設備に係る法の許可の要否に関し、公文書による協議等を行った事実がない。

## (2) 請求 について

現行法において、廃棄物の処理状況を都道府県に報告する義務はなく、徳島県、阿南市、(株)ほか1社が平成7年に締結した環境保全協定においても、設備設置事に伴い発生する産業廃棄物の処理状況を報告する義務はないため、報告を受けた事実がない。

また、県知事は、法の施行に関する事務、廃棄物の適正処理の推進に関する事務について、産業廃棄物処理施設設置者及び産業廃棄物処分業者等に対して行政指導を行うが、本件設備の設置工事に関し、公文書による指導を行った事実がない。

## (3) よって、本件請求に係る公文書を保有していないため、条例第7条第2号に該当すると判断し、本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方について

実施機関は請求に係る公文書が不存在であるとして本件処分を行い、異議申立人は当該公文書は存在するはずであり速やかな公開を求めている。

本件事案について、当審査会は、公文書不存在を理由とした本件処分が条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 請求 について

平成19年5月15日付けの公文書公開請求書に添付された計画書は、(株)から発生する石炭灰の資源化及び有効利用を目的に、石炭灰を利用した粒状地盤材料「××」の製造設備を新設するに当たり、(株)から徳島県に提出されたものである。

異議申立人は第3の2の(1)に記載のとおり、計画書中に、本件設備は法の許可が不要であるとして「(徳島県環境整備課見解)」と記載されている以上、廃棄物であるか否かという明確な審査基準や有価物であるとの認定に至る文書があるはずだと主張しているが、実施機関は「法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可が必要な施設については、法施行令第7条に規定する施設のみであり、本件設備は同条に該当しない。また、法第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分を業として行おうとする場合の許可については、自らその産業廃棄物を処分する場合を除外すると明記されていることから、本件設備についての処分業の許可は不要である。」と説明している。さらに、「今回、本件設備に係る法の許可の要否に関して、(株)が

らの照会文書、照会に対する県からの回答文書は存在せず、見解を出すに当たり協議に関する文書も作成していない。」と述べている。

当審査会が確認したところ、法第15条第1項は「産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定しており、当該許可が必要な施設は政令で定めるものに限られている。次に、当該許可が必要な施設については、処理する産業廃棄物の種類（汚泥、廃油、廃プラスチック類など）処理方法（脱水、乾燥、焼却、破碎、埋立など）処理規模等により法施行令第7条第1号から第14号までに規定されている。さらに、法第14条第6項は「産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。」と規定しており、自らその産業廃棄物を処分する事業者は当該許可を受ける必要がない。

本件設備は、（株） から排出される産業廃棄物である石炭灰を原料として、（株）自らが当該石炭灰に、水とセメント、消石灰を混合・造粒して「××」を製造する設備であることから、法第14条第6項の許可が不要であることは明白である。また、法第15条第1項の許可が必要な法施行令第7条各号に掲げる施設のいずれにも該当しないと実施機関が見解を出すに当たり、法令に明記されている事項について協議文書を作成するまでもなかったとする実施機関の説明に特段不自然な点はない。

なお、異議申立人は、「××」を有価物であると実施機関が認定したから法の許可が不要であるという趣旨の意見を述べているが、法の許可の要否については先に述べたとおりであって、産業廃棄物を原料として製造されたものが有価物であるか否かが、法の許可の要否の判断に影響を与えるものではない。

## (2) 請求 について

実施機関は、「計画書中「法に基づき、適正に廃棄物処理を行う」という部分は、事業者として当然の責務を確信的に文書化したものであり、現行法において、排出事業者（建設工事等における排出事業者は当該工事の元請業者）から都道府県知事に対して産業廃棄物の処理状況を報告する義務はない。また、環境保全協定においても設備工事に伴い発生する産業廃棄物の処理状況を報告する義務はない。さらに、本件設備の設置工事に関して行政指導した事実もない。したがって、処理状況に関する報告文書も、設置工事に関して指導した文書も存在しない。」と説明しているが、異議申立人は、第3の2の(2)及び(3)に記載のほかは、請求 に関する公文書が存在するとした具体的な意見を述べていない。

当審査会が確認したところ、法第3条第1項には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と、法第11条第1項には「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規

定されており、事業者が処理責任を有していることが明記されている。また、事業者による産業廃棄物の適正処理を確保するため、法は事業者に対して具体的義務を課し、事業者が法令等を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は事業者に対して報告徴収、勧告、立入検査等の指導を行うこととなる。

そうすると、請求 については法に規定する事業者の処理責任を確認的に文書化したものであるという実施機関の説明は納得できる。また、法及び環境保全協定に産業廃棄物の処理状況を都道府県知事に報告する義務が規定されていないのであれば、実施機関が当該報告文書を保有していないという説明も特段不合理な点はない。さらに、本件設備の設置工事に伴い発生する産業廃棄物の処理に関して指導した事実がないのであれば、実施機関が当該指導に関する文書を保有していないという説明もまた特段不合理な点はない。

### 3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年 7月24日	諮問
8月31日	実施機関からの理由説明書を受理
10月24日	審議（第48回審査会）
11月29日	異議申立人からの口頭意見陳述の聴取、審議（第49回審査会）
12月26日	実施機関からの口頭処分理由説明の聴取、審議（第50回審査会）
平成20年 1月28日	審議（第51回審査会）
2月27日	審議（第52回審査会）